

議案第 2 3 号

町田市立図書館条例（案）について

上記の議案を提出する。

2 0 2 2 年 1 1 月 4 日 提出

町田市教育委員会

教育長 坂本 修一

（提案理由説明）

本件は、町田市個人情報保護条例の廃止に伴い、関係する規定を整理するため、改正するものです。

なお、この条例は、令和 4 年（2 0 2 2 年）第 4 回町田市議会定例会へ上程するものです。

別紙のとおり、町田市立図書館条例を一部改正したい。
なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

町田市個人情報保護条例の廃止に伴い、関係する規定を整理するため、改正するものです。

2 改正内容

指定管理者に係る個人情報の保護に関する規定を削ります。
(第7条関係)

3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

町田市立図書館条例の一部を改正する条例

町田市立図書館条例（令和3年3月町田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
第7条 <u>削除</u>	<p><u>（個人情報保護）</u></p> <p><u>第7条 指定管理者は、第5条に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</u></p>